

【奈良市】

● 第1種禁止地域			景観保全型広告整備地区に該当する場合は別途基準あり			テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計：5㎡以下		
① 一般基準						屋外広告物ごとの表示面積：3㎡以下		
項目			基準					
美観上の基準			・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること					
			・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること					
			・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと					
			・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと					
			・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと					
			・特定商品名のみを表示するものでないこと					
			特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1／3以下					
			・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと					
			・写真等は表示しないこと					
			・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）					
危害防止の基準			・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと					
			・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること					
			・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること					
			・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと					
色彩の基準			・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと					
			・次の範囲内の色彩であること					
			地色	色相	明度	彩度		
				R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下	1.0以下	
						2.0以上5.0以下	2.0以下	
				YR系	0.0YR以上5.0YR未満	5.0超7.0以下	2.0以下	
						2.0以上5.0以下	4.0以下	
					5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下	3.0以下	
						2.0以上5.0以下	4.0以下	
				Y系	0.0Y以上5.0Y未満	5.0超7.0以下	2.0以下	
						2.0以上5.0以下	3.0以下	
				N系（無彩色）		2.0以上7.0以下	－	
				その他の色相		使用不可		
				文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
			YR系		0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下	
			Y系		0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	
			GY系		0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	6.0以下	
			G系		0.0G以上10.0G未満	制限なし	6.0以下	
			BG系		0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	6.0以下	
			B系		0.0B以上10.0B未満	制限なし	6.0以下	
			PB系		0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	6.0以下	
			P系		0.0P以上10.0P未満	制限なし	6.0以下	
			RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下	
			N系（無彩色）		制限なし	－		
			・配色調和に配慮すること					
			・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる					
			ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること					

② 種類別基準			
種類及び項目		基準	
屋上広告物		表示・設置 ・表示又は設置しないこと	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下	
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （1）上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （2）次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／5以下	
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	
広告塔・ 広告板	広告塔	表示・設置 ・広告塔は表示又は設置しないこと	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		色彩	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度
		その他	・板面は単純な形状であること
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること
	自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	
電柱広告物		表示・設置 ・表示又は設置しないこと	
アーチ広告物		表示・設置 ・表示又は設置しないこと	
気球広告物		表示・設置 ・表示又は設置しないこと	
広告幕	共通	その他 ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
	のぼり	面積・規模等 その他	・のぼりの全高は、2m以下 ・のぼり相互の間隔は、10m以上
		立看板 面積・規模等 ・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	
はり り札紙	はり札	面積・規模等 ・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	
	はり紙	面積・規模等 ・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第2種禁止地域		● 第3種禁止地域		● 第4種禁止地域		テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計：第2種禁止 7㎡以下 第3種禁止 10㎡以下	
-----------	--	-----------	--	-----------	--	---	--

① 一般基準			屋外広告物ごとの表示面積： 第2種禁止 4㎡以下 第3種禁止 6㎡以下 第4種禁止 10㎡以下				
項目			基準				
美観上の基準			・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				
			・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				
			・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				
			・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				
			・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと				
			・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1／3以下				
			・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと				
			・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30％以下				
			・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）				
			・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと				
危害防止の基準			・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
			・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
			・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
			・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				
色彩の基準			・次の範囲内の色彩であること				
					色相	明度	彩度
			地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下
				YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下
				Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下
				GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下
				G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下
				BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下
				B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下
				PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下
				P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下
				RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下
				N系（無彩色）		制限なし	－
			文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
				YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下
				Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
				GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
				G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
				BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下
				B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
				PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
				P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
				RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
				N系（無彩色）		制限なし	－
			・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20％以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地 色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY,GY,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下				
			・配色調和に配慮すること				
			・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				
② 種類別基準							
種類及び項目			基準				
屋上広告物			表示・設置	・表示又は設置しないこと			
壁面広告物			面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下			
			数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下			
			その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと			
				・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと			
				・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの			
				・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること			
塀及び垣 広告物			高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと			
			面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／5以下			
			数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下			
			その他	・古い土塀には掲げないこと			
広告塔・ 広告板 共通	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下				
		数量	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下				
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下				
		自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下				
		色彩	・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度 ・板面は単純な形状であること				
		その他	・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること				

電柱広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
アーチ広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
気球広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと
広告幕	共通	面積・規模等	・第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上
立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
はりり札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第1種特別許可地域

① 一般基準

項目		基準			
美観上の基準		・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること			
		・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること			
		・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと			
		・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと			
		・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと			
		・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと			
		・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30％以下			
		・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）			
		・建築物の西面、東面へは、ビル の名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く）			
		・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと			
危害防止の基準		・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること			
		・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること			
		・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと			
		・一般交通の用に供する道路に表示又は設置しないこと			
色彩の基準		・次の範囲内の色彩であること			
		地 色	色相	明度	彩度
			R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下
			G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下
			B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下
			P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下
			N系（無彩色）	制限なし	－
		文 字 色 等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし
			G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし
			B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし
			P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし
			N系（無彩色）	制限なし	－
		・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20％以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地 色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下			
		・配色調和に配慮すること			
		・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること			

② 種類別基準

種類及び項目		基準
屋上広告物		・表示又は設置しないこと
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること
		・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること

塀及び垣 広告物			高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
			面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下
				・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下
			数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下
			その他	・古い土塀には掲げないこと
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 （1）自己用広告物 60㎡以下 （2）自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 （1）自己用広告物 20㎡以下 （2）自己外広告物 10㎡以下	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 （1）自己用広告物 30㎡以下 （2）自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	
	共通	自立し、移動可能な 広告板	・自己用広告物に限る	
			・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	
		公共用ベンチ広告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること	
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下	
			・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下	
			・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める	
			その他	・鉄道又は道路敷及びこれから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない （1）自己用広告物 （2）鉄道の駅構内において表示するもの （3）市街地において表示するもの
	・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること			
	電柱 広告物			突き出し 広告
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
その他		・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること		
巻付け 広告		高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上		
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること		
気球 広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下		
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下		
		・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと		
	その他	・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助網があること		
		広告 幕	共通	面積・規模等
その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること			
のぼり	面積・規模等		・のぼりの全高は、2m以下	
	その他		・のぼり相互の間隔は、5m以上	
	立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
はり り 札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第2種特別許可地域

① 一般基準

項目		基準				
美観上の基準		・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				
		・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				
		・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				
		・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				
		・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと				
		・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと				
		・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30％以下				
		・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）				
		・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く）				
		・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと				
危害防止の基準		・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
		・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
		・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
		・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				
色彩の基準		・次の範囲内の色彩であること				
			色相		明度	彩度
		地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下
			G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下
			B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下
			P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下
			N系（無彩色）	制限なし	—	—
		文字色等	文R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下
			字YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下
			色Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
			等GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
			G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下
			B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
			P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
			N系（無彩色）	制限なし	—	—
		・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる				
		(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20％以下				
		(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下				
		(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする				
		地 色 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下				
		色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下				
		色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下				
		文字色等 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下				
		色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下				
		色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下				
		・配色調和に配慮すること				
		・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる				
		ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				

② 種類別基準

種類及び項目		基準
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下
		・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること
		(1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと
		(2) 次の事項に該当すること
		ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと
		イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
		ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下
		エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの
		・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
		・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること

塀及び垣 広告物		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
		面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下
		数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下
		その他	・古い土塀には掲げないこと
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 （1）自己用広告物 60㎡以下 （2）自己外広告物 20㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 （1）自己用広告物 20㎡以下 （2）自己外広告物 10㎡以下
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 （1）自己用広告物 30㎡以下 （2）自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下
	自立し、移動可能な 広告板	公共用ベンチ広告板	・自己用広告物に限る ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
			・表示場所は、背もたれ部分のみであること ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない （1）自己用広告物 （2）鉄道の駅構内において表示するもの （3）市街地において表示するもの
			・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない
			・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
	巻付け 広告	その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること
		高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上
		面積・規模等	・縦は1.5m以下
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下
アーチ 広告物	巻付け 広告	色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと
		高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上
		その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること
気球 広告物	共通	高さ	・地上からの高さは、45m以下
		面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下
		その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること
広告 幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下
		その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上
立看板	共通	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下
		その他	
はり 札紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

● 第3種特別許可地域

① 一般基準

項目	基準
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと
	・道路境界線を越えて表示又は設置しないこと
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30％以下
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること				
	地色	色相		明度	彩度
		R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下
		N系(無彩色)		制限なし	—
		文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし
	YR系		0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下
	Y系		0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
	GY系		0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下
	G系		0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下
	BG系		0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下
	B系		0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下
	PB系		0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下
	P系		0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下
	RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下
	N系(無彩色)		制限なし	—	
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20％以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地 色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下 色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下 文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下 色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下 色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下				
	・配色調和に配慮すること				
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				

② 種類別基準

種類及び項目		基準	
屋上広告物	高さ	・建築物の高さの1／3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下	
	面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下	
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／3以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下	
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	
		・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること	
		・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下	
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	
	広告塔・ 広告板	広告塔	高さ
面積・規模等			・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下
			・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下
広告板		高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下
自立し、移動可能な 広告板			・自己用広告物に限る
			・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
		公共用ベンチ広告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下
			・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下
共通		面積・規模等	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
			・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの
	・(信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない		
	・板面は単純な形状であること		
	・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること		
	・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		

	電柱 広告物	突き出し広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
			面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
			数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
			色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		巻付け広告	その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないよう設置すること
			高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上
			面積・規模等	・縦は1.5m以下
			数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下
	アーチ広告物	高さ	面積・規模等	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
			その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと
	アーチ広告物	高さ	面積・規模等	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上
			その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること
	気球広告物	高さ	面積・規模等	・地上からの高さは、45m以下
			その他	・気球は、直径3m以下
		面積・規模等	数量	・気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下
			色彩	・高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと
			その他	・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
			その他	・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること
	広告幕	面積・規模等	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下(のぼりの面積を除く)
			その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	立看板	面積・規模等	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下
			その他	・脚部の長さは、0.5m以下
は は り り 札 紙	はり札	面積・規模等	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模等	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

●一般地域

①一般基準

項目		基準			
美観上の基準			・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること		
			・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること		
			・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと		
			・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと		
			・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の50％以下		
			・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)		
危害防止の基準			・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと		
			・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること		
			・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること		
			・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		
色彩の基準			・次(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		
			地 色	色相	明度
				R系	0.0R以上10.0R未満
				YR系	0.0YR以上10.0YR未満
				Y系	0.0Y以上10.0Y未満
				GY系	0.0GY以上10.0GY未満
				G系	0.0G以上10.0G未満
				BG系	0.0BG以上10.0BG未満
				B系	0.0B以上10.0B未満
				PB系	0.0PB以上10.0PB未満
				P系	0.0P以上10.0P未満
				RP系	0.0RP以上10.0RP未満
				N系(無彩色)	制限なし
			文 字 色 等	R系	0.0R以上10.0R未満
				YR系	0.0YR以上10.0YR未満
				Y系	0.0Y以上10.0Y未満
				GY系	0.0GY以上10.0GY未満
				G系	0.0G以上10.0G未満
				BG系	0.0BG以上10.0BG未満
				B系	0.0B以上10.0B未満
				PB系	0.0PB以上10.0PB未満
				P系	0.0P以上10.0P未満
				RP系	0.0RP以上10.0RP未満
				N系(無彩色)	制限なし
			・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		
			(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の30％以下		
			(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下		
			(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする		
			地 色 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:12.0以下		
			色相:Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度:制限なし 彩度:10.0以下		
			色相:BG 明度:制限なし 彩度:9.0以下		
			文字色等 色相:R,YR 明度:制限なし 彩度:14.0以下		
			色相:Y,RP 明度:制限なし 彩度:12.0以下		
			色相:GY,G,BG,B,PB,P 明度:制限なし 彩度:10.0以下		
			・配色調和に配慮すること		
			・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる		
			ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること		

①一般基準

種類及び項目		基準			
	高さ		・次の区分に応じた基準に適合すること		
			(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所※ 建築物の高さの1／3以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下		
	高さ		(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域 建築物の高さの1／2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m(高度地区における最高限度が25m未満の地区は、上端までの高さは当該限度)以下		
			(3) 上記以外の区域 ア 建築物の高さが15m未満の場合 建築物の高さの1／2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは20m(高度地区における最高限度が20m未満の地区は、上端までの高さは当該限度)以下 イ 建築物の高さが15m以上25m以下の場合 建築物の高さの1／2以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは36m(高度地区における最高限度が36m未満の地区は、上端までの高さは当該限度)以下 ウ 高さが25mを超える建築物には、表示又は設置しないこと		

屋上広告物			面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下						
			その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと						
壁面広告物			面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／3以下（突き出し形式を除く） ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下						
			数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下						
			その他	・道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること (1) 歩道と車道の区分がある道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 (2) 歩道のない道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下						
				・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと						
				・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと						
				・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること						
				・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること						
塀及び垣 広告物			高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと						
			面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下						
			数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下						
			その他	・古い土塀には掲げないこと						
広告塔・ 広告板			広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さ (1) 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 (2) 自己外広告物 6m以下					
				面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下					
					・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下					
				広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下				
			面積・規模等		・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下					
					・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下					
			自立し、移動可能な 広告板		・自己用広告物に限る					
					・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下					
			公共用ベンチ広告板		・表示場所は、背もたれ部分のみであること					
					・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0					
			共通		面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限り) ただし、1の敷地に1基の設置は認める				
				その他		・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること				
					電柱 広告物			突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
									面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下
									数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
				色彩					・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・車道に出ないように設置すること									
巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上								
	面積・規模等	・縦は1.5m以下								
	数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下								
	色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0								
	その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと								
アーチ 広告物			高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上						
			その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること						
気球 広告物			高さ	・地上からの高さは、45m以下						
			面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下						
				その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること					
			広告幕			面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下(のぼりの面積を除く)			
						その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること			
			立看板			面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下			
は は り 札 紙	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下							
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない							